

国官会第1429号
国官地第26号
平成13年3月30日

最終改正 令和5年12月27日 国官会第19132号
国官技第273号
国営計第129号
国営整第155号
国北予第14号

各地方整備局長殿

国土交通省大臣官房長

工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について

国土交通省の発注に係る受注業者選定過程の透明性を高める観点から、従前より「入札結果等の公表について」（平成10年3月27日、建設省会発第172号、建設省厚契発第21号）及び「公共工事に係る入札結果等の公表について」（平成6年6月22日付け港管第1368号）に従い、入札結果等の公表を実施してきたところであるが、先般、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「法」という。）等が制定されたことに伴い、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性をより一層向上させる観点から、別紙のとおり公表を行う手続を定めたので、遺憾のなきよう措置されたい。

（別紙）

1 定義

- (1) この通達において、「競争参加資格」とは、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「規則」という。）第34条第1項の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格及び同規則第36条第1項の規定により定める指名競争に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) この通達において、「有資格業者名簿」とは、「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第10又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号。以下「取扱要領」という。）第10条に規定する名簿をいう。
- (3) この通達において、「審議の概要」とは、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官地第1431号、国官会第27号。以下「入札監視委員会通達」という。）第4に規定する議事概要をいう。
- (4) この通達において、「指名停止措置」とは、「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）第1又は「港

湾建設局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日港管第927号。)(以下「指名停止措置要領」という。)第1条に規定する指名停止措置をいう。

(5)この通達において、「予定価格」とは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第79条に規定する書面に記載された価格をいう。

また、「予定価格(税抜き)」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。

(6)この通達において、「積算内訳」とは、予定価格の算出に用いた工事価格について、工事区分、工種及び種別ごと(官庁営繕に係る工事にあつては種目、科目及び中科目ごと)の数量、金額等を明示する資料をいう。

(7)この通達において、「工事設計書」とは、予定価格の算出に用いた工事価格について、工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料及びこれに付随する資料(営繕工事にあつては、予定価格の算出に用いた工事価格について、種目、科目、中科目及び細目ごとの数量、金額等を明示する資料)をいう。

(8)この通達において、「一般競争参加資格」とは、規則第35条の規定により定める一般競争に参加する者に必要な資格をいう。

(9)この通達において、「競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料」とは、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため提出を求める「一般競争入札方式の手続について」(令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号。以下「一般競争手続通達」という。)記2(1)③及び「一般競争入札方式の手続について」(令和5年12月22日付け国港総第521号、国港技第86号。以下「一般競争手続通達」という。)記2(1)③に規定する申請書及び資料をいう。

(10)この通達において、「苦情処理回答書面」とは、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地28号。以下「苦情処理通達」という。)記第2の4の回答書及び記第3の7に規定する書面をいう。

(11)この通達において「総合評価落札方式」とは、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)に規定する総合評価落札方式をいう。

(12)この通達において「調査基準価格」とは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)2の規定により算出する調査基準価格をいう。

(13)この通達において、「入札調書等」とは、「地方整備局会計事務取扱標準細則」(平成14年3月28日付け国官会第4136号。以下「細則」という。)別記様式第36に規定する入札調書又は「公共工事に係る入札結果の公表について」(平成6年6月22日付け港管第1368号)別紙様式第1に規定する一般競争入札結果調書をいう。

(14)この通達において、「技術資料」とは「工事希望型競争入札方式の手続きについて」(平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第85号)又は「工事希望型競争入札方式の手続きについて」(平成17年10月7日付け国港総第239号、国港建第133号)に規定する技術資料をいう。

(15)この通達において、「工事成績評定通知書」とは、「請負工事成績評定要領の制定について」（平成13年3月30日付け国官技第92号）、「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日国官技第93号）、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）及び「請負工事成績評定要領の改訂について」（平成13年3月30日付け国港建第110号）に規定する工事成績評定点を記載した通知書をいう。

2 公表の対象

本通達における公表の対象は、選定要領第1又は取扱要領第1の工事とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円を超えないものを除く。

3 公表の内容、時期、方法及び期間

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、別表Ⅰ－(1)に掲げる事項及び別表Ⅰ－(2)、別表Ⅰ－(3)又は別表Ⅰ－(4)に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関することに限る。）においては、別表Ⅱ－(1)に掲げる事項及び別表Ⅱ－(2)、別表Ⅱ－(3)又は別表Ⅱ－(4)に掲げる事項について、それぞれ当該別表に掲げる時期、方法及び期間において公表するものとする。

附 則

1 本通達は、平成13年4月1日から施行する。

2 本通達による措置は、平成13年4月1日より前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。

3 有資格者名簿（様式1－1）及び有資格者索引名簿（様式1－2、1－3）については、第1項の例にかかわらず、作成次第公表するものとし、それまでの間は、なお従前の例に従い閲覧用の有資格者名簿を公表するものとする。

附 則（令和5年12月27日付け国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号）（抄）

（工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表についての一部改正に伴う経過措置）

3 第17項の規定による改正後の「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号。以下「新工事情報公表通知」という。）別表Ⅰ－(1)及び別表Ⅱ－(1)に掲げる公表方法については、令和6年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

4 新工事情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)④イ)、⑤ロ)からへ)まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅰ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥並びに別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)④イ)、⑤ロ)からへ)まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅱ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥の規定の適用については、当分の間、新工事情報公表通知別表Ⅰ－(2)⑤イ)、⑥ロ)からへ)まで、

⑨、⑫及び⑬、別表Ⅰ－(3)④イ)、⑤ロ) からへ) まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅰ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P P I）上」とあるのは「ホームページ上」と、新工事情報公表通知別表Ⅱ－(2)⑤イ)、⑥ロ) からへ) まで、⑨、⑫及び⑬、別表Ⅱ－(3)④イ)、⑤ロ) からへ) まで、⑧、⑪及び⑫並びに別表Ⅱ－(4)②イ)、③、⑤及び⑥中「ホームページ上又は入札情報サービス（P A S）上」とあるのは「ホームページ上」とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに入札公告、落札者決定、契約締結その他の新工事情報公表通知別表に掲げる公表内容の公表事由が生じた場合における新工事情報公表通知別表Ⅰ－(2)から別表Ⅰ－(4)まで及び別表Ⅱ－(2)から別表Ⅱ－(4)までに掲げる公表方法については、なお従前の例によることができる。

別表 I - (1) 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 通則的事項

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間		
(1)	①	競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに 変更した場合には、変更後速やかに 原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中		
	②	有資格業者名簿（様式 1 - 1）				
		有資格業者索引名簿（様式 1 - 2）				
		「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）				
	③	選定要領第16（指名基準）			変更した場合には、変更後速やかに	常時
		「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」（平成5年5月31日建設省厚発第177号）中別紙（指名基準の運用基準）				
		各地方整備局ごとに定めている技術審査基準（標準様式例1）				
		指名停止措置要領				
		「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）				
		各地方整備局ごとに定めている工事事故に係る指名停止措置期間運用基準				
④	「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。）					
	「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号）別添（低入札価格調査マニュアル（重点調査用））					
⑤	苦情処理通達					
⑥	入札監視委員会通達					
	「入札監視委員会の運用上の留意点					

	について」(平成13年3月30日付け国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号)			
⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
	入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		
⑧	「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
	「地方整備局工事技術検査要領について」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)	変更した場合には、変更後速やかに		
	「土木工事監督技術基準(案)」(平成15年3月31日付け国官技発第345号)			
	「地方整備局営繕工事監督技術基準(案)」(平成29年3月28日付け国営整第241号)			
	「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(平成30年4月2日付け国官技第325号)			
	「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成18年3月31日付け国官技第283号)			
	「地方整備局営繕工事検査基準(案)」(平成18年5月9日付け国営設第9号)			
	「地方整備局営繕工事技術検査基準(案)」(平成18年5月9日付け国営			

	<p>設第10号)</p> <p>「監督技術マニュアル（案）」（平成18年1月18日付け事務連絡）</p> <p>「検査技術マニュアル（案）」（平成15年4月2日付け事務連絡）</p> <p>「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）</p> <p>「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号）</p>			
⑨	<p>「請負工事成績評定要領の制定について」（平成13年3月30日付け国官技第92号）</p> <p>「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）</p> <p>「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）</p>			
⑩	<p>指名停止措置の対象となった業者名（標準様式例3）</p> <p>指名停止措置期間（標準様式例3）</p> <p>指名停止措置理由等（標準様式例3）</p>	当該措置を行った後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
⑪	「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国地契第31号）別添2（談合情報対応マニュアル）	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
⑫	<p>「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省厚発第176号）</p> <p>「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成15</p>	変更した場合にはあつては、変更後速やかに		

	<p>年5月26日付け国地契第30号、国官技第57号、国営計第45号)</p> <p>「直轄工事における経常建設共同企業体の運用について」(平成9年9月19日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第160号、建設省営計発第83号)</p> <p>「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」(平成24年6月27日付け国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号)</p> <p>「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)</p> <p>「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和5年3月29日付け国会公契第46号、国官技第385号、国営管第652号、国営計第185号、国港総第746号、国港技第137号、国北予第51号)</p> <p>「異工種建設工事共同企業体の取扱いについて」(平成13年11月30日付け国地契第40号、国官技第259号、国営計第155号)</p> <p>「大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて」(平成14年7月1日付け国地契第27号、国官技第77号、国営計第46号)</p>		
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

別表 I - (2) 各地方整備局 (港湾空港関係事務に関するものを除く。) 一般競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(2) ①	一般競争参加資格	入札公告時	入札情報サー	少なくとも

			ビス(PPI)上に公表	も、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PPI)上に公表	
③	一般競争手続通達記9の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由(様式2)			
④	予定価格(税抜き)			
⑤	イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳	契約締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PPI)上に公表	
	ロ) 工事設計書			
⑥	イ) 調査基準価格(税抜き)	落札者決定後速やかに	入札情報サービス(PPI)上に公表	
	ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要(低入札価格調査を実施した業者名を含む。以下同じ。)(標準様式例4)	契約締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PPI)上に公表	
	ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
	ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
	ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ) 予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書			

		※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑦		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）	契約金額の決定後速やかに	
⑧		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例5）	落札者決定後速やかに	
⑨		WTO対象工事において、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	PPI）上に公表
		WTO対象工事以外の工事において、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面		
⑩	イ)	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例6-1）	契約締結後速やかに	
		契約の相手方の住所（標準様式例6-1）		
	ロ)	工事の名称（標準様式例6-1）		
		工事の場所（標準様式例6-1）		
		工事の種別（標準様式例6-1）		
		工事の概要（標準様式例6-1）		
		工期（標準様式例6-1）		
	契約金額（標準様式例6-1）			
⑪		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例6-2）	契約の変更後速やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年
		契約金額の変更を伴う契約の変更を		

		した場合の工事の場所（標準様式例 6-2）		度の翌年度 まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6-2）		
	⑫	工事成績評定点通知書	工事成績評定点 通知後速やかに	少なくと も、工事成 績評定点を 通知した日 の属する年 度の翌年度 まで
	⑬	工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信 後速やかに	

別表 I - (3) 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 指名競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間	
(3)	①	工事の名称	指名通知後速や かに	原則としてホ ームページ上 又は入札情報 サービス（P P I）上に公 表	少 なくと も、契約を 締結した日 の属する年 度の翌年度 まで
		工事の種別			
		工事の入札予定年月日			
		工事の等級区分			
	②	指名業者名	落札者決定後速 やかに	入札情報サー ビス（P P I） 上に公表	
		指名業者の選定過程（標準様式例 7）			
	③	予定価格（税抜き）			
	④	イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳		原則としてホ ームページ上	
ロ) 工事設計書		契約の締結後速			

			やかに ※総価契約単価合意方式を適用する工事については単価合意後速やかに	又は入札情報サービス（PPI）上に公表
⑤	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表
	ロ）	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例4）	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（PPI）上に公表
	ハ）	低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		
	ニ）	低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
	ホ）	予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
	ヘ）	予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑥		入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用する。）	落札者決定後速やかに	入札情報サービス（PPI）上に公表
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額。	契約金額の決定後速やかに	
⑦		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報
		総合評価落札方式を実施した場合に		

		おける落札理由（標準様式例 5）		サービス（PPI）上に公表
⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信	
		苦情処理回答書面	後速やかに	
⑨	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 6-1）	契約の締結後速やかに	
		契約の相手方の住所（標準様式例 6-1）		
	ロ）	工事の名称（標準様式例 6-1）		
		工事の場所（標準様式例 6-1）		
		工事の種別（標準様式例 6-1）		
		工事の概要（標準様式例 6-1）		
		工期（標準様式例 6-1）		
契約金額（標準様式例 6-1）				
⑩		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6-2）	契約の変更後速やかに	
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6-2）		
⑪		工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに	
⑫		工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	
				少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
				少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度

					まで
--	--	--	--	--	----

別表 I - (4)各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。） 随意契約による場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(4) ①	イ) 工事の名称（標準様式例 6 - 3）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス（P P I）上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで
	工事概要（標準様式例 6 - 3）			
	ロ) 契約担当官等の氏名（標準様式例 6 - 3）			
	契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例 6 - 3）			
	契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例 6 - 3）			
	ハ) 契約を締結した日（標準様式例 6 - 3）			
	ニ) 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 6 - 3）			
	契約の相手方の住所（標準様式例 6 - 3）			
	ホ) 契約金額（標準様式例 6 - 3）			
	ヘ) 予定価格（標準様式例 6 - 3）			
	ト) 随意契約によることとした理由（標準様式例 6 - 3）			
	チ) 工事の場所（標準様式例 6 - 3）			
	工事の種別（標準様式例 6 - 3）			
	工期（標準様式例 6 - 3）			
	②			
ロ) 工事設計書	※総価契約単価合意方式を適用する工事については、単価合意後速やかに			
③	苦情処理申立て書面	回答書面の発信		
	苦情処理回答書面	後速やかに		
④	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例	契約の変更後速やかに		少なくとも、契約を

	6-2)		変更した日の属する年度の翌年度まで
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事概要（標準様式例6-2）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例6-2）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例6-2）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例6-2）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例6-2）		
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例6-2）		
⑤	工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに	少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑥	工事成績評定点通知書に関し通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	

別表Ⅱ-1) 各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 通則的事項

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(1)	① 競争参加資格	それを定め又は作成した後速やかに 変更した場合にあっては、変更後速やかに	原則としてホームページ上に公表	資格及び名簿等が有効である期間中
	② 有資格業者名簿（様式1-1）			
	有資格業者索引名簿（様式1-3）			
	「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号） 「「数値の算定及び等級の格付け要領」及び「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正に伴う取扱いについ			

	て」(平成9年9月1日付け港管第2138号)			
③	取扱要領第17条(工事の指名基準) 「運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について」(平成5年6月21日付け港管第1500号) 中別紙(指名基準の運用) 各地方整備局ごとに定めている技術審査基準(標準様式例1) 指名停止措置要領			常時
④	低入札事務手続通達 「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の実施について」(平成18年5月1日付け国港総第111-2号、国港建第35-2号)別添(低入札価格調査マニュアル(重点調査用))			
⑤	苦情処理通達			
⑥	入札監視委員会通達 「入札監視委員会の運営上の留意点について」(平成13年3月30日付け国港管第559号、国港建第115号)			
⑦	入札監視委員会における委員の氏名及び職業(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	毎年度当初の委員会開催後速やかに 委員の変更があった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度の翌年度まで
	入札監視委員会における審議の概要及びその他の必要な資料(標準様式例2-1、標準様式例2-2)	当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに		
⑧	「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」(平成8年4月1日付け港管第872号) 「工事現場における施工体制の点検要領」(平成13年3月30日付け国官	それを定めた後速やかに 変更した場合には、変更	原則としてホームページ上に公表	常時

	地第22号、国官技第68号、国営計第79号)	後速やかに		
⑨	「請負工事成績評定要領」(平成13年3月30日付け国港建第110号)			
⑩	指名停止措置の対象となった業者名(標準様式例3)	当該措置を行った速やかに	原則としてホームページ上に公表 ※日刊新聞紙への投げ込みも行う	当該措置を行った日の属する年度の翌々年度まで
	指名停止措置期間(標準様式例3)			
	指名停止措置理由等(標準様式例3)			
⑪	「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国港管第425号)別添2(談合情報対応マニュアル)	それを定めた後速やかに	原則としてホームページ上に公表	常時
⑫	「港湾建設局施行直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年12月27日付け港管第4087号)	変更した場合には		
	「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」(平成15年9月16日付け国港管第559号、国港建第105号)	あつては、変更後速やかに		
	「直轄工事における経常建設共同企業体の取扱いについて」(平成9年10月1日付け港管第2253号、港建第825号)			
	「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」(平成24年6月27日付け国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号)			
	「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」(平成24年6月27日付け国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号)			
	「直轄工事における復旧・復興建設			

		工事共同企業体の取扱いについて」 (令和5年3月29日付け国会公契 第46号、国官技第385号、国営管 第652号、国営計第185号、国港総 第746号、国港技第137号、国北予 第51号)		
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

別表Ⅱ－(2)各地方整備局（港湾空港関係事務に限ることに限る。） 一般競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間		
(2)	①	一般競争参加資格	入札公告時	「入札情報サービス（PAS）」上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで	
	②	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名	落札者決定後速やかに	原則としてホームページ上又は「入札情報サービス（PAS）」に公表		
	③	一般競争手続通達記9の規定により、一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由（様式2）				
	④	予定価格（税抜き）				「入札情報サービス（PAS）」上に公表
	⑤イ）	予定価格（税抜き）の積算内訳				原則としてホームページ上又は「入札情報サービス（PAS）」上に公表
	ロ）	工事設計書	契約締結後速やかに ※総価契約単価合意方式を適用する工事については、単価合意後速やかに			
	⑥	イ）	調査基準価格（税抜き）	落札者決定後速やかに		「入札情報サービス（PAS）」上に公表
		ロ）	低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例4）	契約締結後速やかに		原則としてホームページ上又は「入札情
		ハ）	低入札事務手続通達第7に規定する			

	契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面		報サービス (PAS)」 上に公表
	ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面		
	ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
	ヘ) 予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。		
⑦	入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額（この場合においては、入札調書等の写しを使用するものとする。）	落札者決定後速やかに	「入札情報サービス（PAS）」上に公表
	予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方	契約の相手方の決定後速やかに	
	予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額	契約金額の決定後速やかに	
⑧	総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	入札公告時	原則としてホームページ上 又は「入札情報サービス（PAS）」上に公表
	総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例5）	落札者決定後速やかに	
⑨	WTO対象工事において、競争参加資格がないと認められた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	「入札情報サービス（PAS）」上に公表
	WTO対象工事以外の工事において、苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面		
⑩	イ) 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例6-1）	契約締結後速やかに	
	契約の相手方の住所（標準様式例6-1）		
	ロ) 工事の名称（標準様式例6-1）		
	工事の場所（標準様式例6-1）		

		工事の種別（標準様式例 6-1）		
		工事の概要（標準様式例 6-1）		
		工期（標準様式例 6-1）		
		契約金額（標準様式例 6-1）		
	⑪	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6-2）	契約の変更後速やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6-2）		
	⑫	工事成績評定点通知書	工事成績評定点通知後速やかに	少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
	⑬	工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信後速やかに	

別表Ⅱ-(3)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 指名競争に付した場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間
(3) ①	工事の名称	指名通知後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス（P	少なくとも、契約を締結した日の属する年
	工事の種別			
	工事の入札予定年月日			
	工事の等級区分			

②	指名業者名	落札者決定後速やかに	A S) 上に公表	度の翌年度まで
	指名業者の選定過程(標準様式例7)			
③	予定価格(税抜き)		入札情報サービス(PAS)上に公表	
④	イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳		原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PAS)上に公表	
	ロ) 工事設計書	契約の締結後速やかに ※総価契約単価合意方式を適用する工事については単価合意後速やかに		
⑤	イ) 調査基準価格(税抜き)	落札者決定後速やかに	入札情報サービス(PAS)上に公表	
	ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要(標準様式例4)	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PAS)上に公表	
	ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面			
	ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面			
	ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
	ヘ) 予決令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書 ※次順位者を落札者とした場合に限る。			
⑥	入札者名及び入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額(この場合においては、入札調書等の写しを使用する。)	落札者決定後速やかに 落札者決定後速やかに		入札情報サービス(PAS)上に公表
	予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとし	契約の相手方の決定後速やかに		

		た場合において、契約の相手方。		
		予決令第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によることとした場合において、契約金額。	契約金額の決定 後速やかに	
⑦		総合評価落札方式を実施した場合における落札者決定基準	落札者決定後速 やかに	原則としてホームページ上 又は入札情報サービス（P A S）上に公表
		総合評価落札方式を実施した場合における落札理由（標準様式例5）		
⑧		苦情処理申立て書面	回答書面の発信 後速やかに	
		苦情処理回答書面		
⑨	イ）	契約の相手方の商号又は名称（標準様式例6-1）	契約の締結後速 やかに	
		契約の相手方の住所（標準様式例6-1）		
	ロ）	工事の名称（標準様式例6-1）		
		工事の場所（標準様式例6-1）		
		工事の種別（標準様式例6-1）		
		工事の概要（標準様式例6-1）		
		工期（標準様式例6-1）		
		契約金額（標準様式例6-1）		
⑩		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例6-2）	契約の変更後速 やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の概要（標準様式例6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例6-2）		
		契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例6-2）		

⑪	工事成績評定点通知書	工事成績評定点 通知後速やかに	少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑫	工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面	回答書面の発信 後速やかに	

別表Ⅱ－(4)各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。） 随意契約による場合

番号	公表内容	公表時期	公表方法	公表期間				
(4) ①	イ) 工事の名称（標準様式例 6－3）	契約の締結後速やかに	入札情報サービス(PAS)上に公表	少なくとも、契約を締結した日の属する年度の翌年度まで				
	工事概要（標準様式例 6－3）							
	ロ) 契約担当官等の氏名（標準様式例 6－3）							
	契約担当官の所属する部局の名称（標準様式例 6－3）							
	契約担当官の所属する部局の所在地（標準様式例 6－3）							
	ハ) 契約を締結した日（標準様式例 6－3）							
	ニ) 契約の相手方の商号又は名称（標準様式例 6－3）							
	契約の相手方の住所（標準様式例 6－3）							
	ホ) 契約金額（標準様式例 6－3）							
	ヘ) 予定価格（標準様式例 6－3）							
	ト) 随意契約によることとした理由（標準様式例 6－3）							
	チ) 工事の場所（標準様式例 6－3）							
	工事の種別（標準様式例 6－3）							
	工期（標準様式例 6－3）							
	②				イ) 予定価格（税抜き）の積算内訳	契約の締結後速やかに	原則としてホームページ上又は入札情報サービス(PAS)上に公表	
	ロ) 工事設計書				※総価契約単価合意方式を適用する工事について			

			ては、単価合意 後速やかに	
③	苦情処理申立て書面		回答書面の発信	
	苦情処理回答書面		後速やかに	
④	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の名称（標準様式例 6-2）		契約の変更後速 やかに	少なくとも、契約を変更した日の属する年度の翌年度まで
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事概要（標準様式例 6-2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約金額（標準様式例 6-2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の場所（標準様式例 6-2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工事の種別（標準様式例 6-2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の工期（標準様式例 6-2）			
	契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由（標準様式例 6-2）			
⑤	工事成績評定点通知書		工事成績評定点 通知後速やかに	少なくとも、工事成績評定点を通知した日の属する年度の翌年度まで
⑥	工事成績評定点通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面		回答書面の発信 後速やかに	

有資格者業者名簿

業者コード 受付番号 建設業許可番号 本店所在県	順位 業模	法人番号	商号又は 名称 役職 代表者名	本店所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	総経営 技術 自地 増減	合価 無率	資 建設 業 年	本 員 数	年間平均 自己 前々 年 資格	完成 資本 経常 利益 率 所持者	工事 高 額 率	暖 又 屋 内 比 率 (%)	許 可 工 事 大 特 定 一 般	業 種 の 種 類 事 知 事 ・ ① ② ③ ④	備 考

注)1 「総合」、「経営」、「技術」とは、それぞれ「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」の略称です。
 注)2 この有資格業者名簿における建設業者等の「等級」、「順位」、「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」、は、国土交通省が、一般競争（指名競争）参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設業者等の社会的な評価を示すものではありません。

有資格者業者索引名簿

有効年月日：平成13年4月1日から

〇〇地方整備局

ア

商代 住法	号又 表人	は 者番	名 者番	称名 所号	一般 土木	ア ス フ ア ル ト 舗 装	鋼 橋 上 部	造 園	建 築	電 気 設 備	暖 冷 房 衛 生 設 備	木 造 建 築	コ ン ク リ ー ト 舗 装	コ ン ク リ ー ト	法 面 処 理	塗 装	維 持 修 繕	し ゆ ん せ つ	グ ラ ウ ト	杭 打	さ く 井	プ レ ハ ブ 建 築	機 械 設 備	通 信 設 備	受 変 電 設 備	受 変 電 設 備 工 事		
					工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事	工 事
					等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	等 級 順 位	
					綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術	綜 合 経 営 技 術		

注)1 「総合」、「経営」、「技術」とは、それぞれ「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」の略称です。
 注)2 等級区分のある工事種別に資格を有している場合は、該当する等級を表示し、等級区分のない工事種別について資格を有している場合は「○」を表示しています。
 注)3 この有資格業者公表名簿における各建設業者等の「等級」、「順位」、「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」、は、国土交通省が、一般競争（指名競争）参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設業者等の社会的な評価を示すものではありません。

有資格業者索引名簿

有効年月日：平成13年4月1日から

〇〇地方整備局

ア

商代住 号又 表は 者名 称 所	一 般 土 木 工 事	港 湾 土 木 工 事	し ゆ ん せ つ 工 事	舗 装 工 事	建 築 工 事	電 気 工 事	専 門 工 事
	等 順 総 客 特	級 位 合 観 別	等 順 総 客 特	級 位 合 観 別	等 順 総 客 特	級 位 合 観 別	等 順 総 客 特

- 注1 「総合」、「客観」、「特別」とは、それぞれ「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」の略称です。
- 注2 等級区分のある工事種別に資格を有している場合は、該当する等級を表示し、等級区分のない工事種別について資格を有している場合は「○」を表示しています。
- 注3 この有資格業者公表名簿における各建設業者等の「等級」、「順位」、「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」は、国土交通省が、一般競争（指名競争）参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設業者等の社会的な評価を示すものではありません。
- 注4 「専門工事」とは、大工、左官、とび・土木・コンクリート、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、網構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設の各工事のうちの希望工種です。

[様式2]

競争参加資格確認結果通知書

- 1 工事名
- 2 所属事務所
- 3 入札公告日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認められた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示し「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

[標準様式例1] 技術審査基準

指名競争入札における指名業者審査基準

評価項目	選定における着目点
①不誠実な行為	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無。その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等
②経営状況	取引停止の事実や不渡り情報等
③安全管理	事故等に基づく指名停止の有無その他労働基準監督署の指導を受け改善を行っていない等
④労働福祉	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等
⑤経営事項	経営事項審査の有効期限切れている
⑥地域特性	〇〇地域内の営業拠点の存在

[評価]

- 1) 指名基準の欠格要件(①～⑤)に該当する場合には、事前に除外する。
- 2) 項目⑥の地域特性は、原則として〇〇地域内に営業拠点(当該工種を施工できる建設業法の許可を有する本社、支店、営業所等)の存在する建設業者とする。

評価項目	選定における着目点	評 価		
		A	B	C
⑦手持工事の状況	当該年度の当該工種施工額÷過去〇年度間の当該工種平均施工額			
⑧施工実績	過去〇年間の同種又は類似工事の施工実績 (地域を問わない)			
	過去〇年間の近隣地域内工事の施工実績 (発注機関を問わない)			
	同種又は類似の施工条件(市街地、積雪地等)			
⑨技術者	配置予定技術者の同種又は類似工事の経験			
	配置予定技術者の資格			
⑩当該年度指名回数	参加希望業者(欠格業者除く)の平均指名回数を算定。当該年度の当該工種指名回数			
⑪工事成績	整備局管内直轄での過去〇年(度)間の全工種の平均点			
	過去〇年度間の表彰			
	平均点が〇〇点未満 「工事成績評価」			
⑫安全管理	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、工事関係事故に関して評価を行う			
⑬その他	その他の事項			
総合評価	評価項目⑦～⑬での「A」の数等で順位付けを行う。			

[標準様式例2-1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	〇〇年〇月〇日(〇) 〇〇地方整備局会議室	
委員	AA AA (大学教授) BB BB (弁護士) CC (大学教授) DD DD (経済団体理事) EE EE (大学教授)	
審議対象期間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日	
抽出案件	総件数 〇〇件	(備考)
一般競争	〇件	
工事希望型指名競争	〇件	
通常指名競争	〇件	
随意契約	〇件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 (意見・質問は逐一できるだけ詳細に記述すること)	回答 (回答は逐一できるだけ詳細に記述すること)
	委員会による意見の具申又は勧告の内容	

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所	〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室				
委員	AA AA (大学教授) BB BB (弁護士) CC (大学教授) DD DD (経済団体理事) EE EE (大学教授)				
審議対象期間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日				
苦情対象工事件数	総件数	〇〇件	(備考)		
一般競争		〇件			
工事希望型指名競争		〇件			
通常指名競争		〇件			
随意契約		〇件			
再苦情申立概要		申立日	件名	契約方式	内容等
	(1)	〇.〇.〇	〇〇高架橋本線上部工第3工区工事	一般競争	
	(2)	〇.〇.〇	〇〇地区光ケーブル敷設工事	指名競争	
	(3)	〇.〇.〇	〇〇用水樋管改築受託工事	随意契約	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回答	
	(意見・質問は逐一できるだけ詳細に記述するのが望ましい)			(回答は逐一できるだけ詳細に記述するのが望ましい)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容					

[標準様式例3]

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： ○○建設（株）
業者の住所： ○○県○○市○○町○—○—○
2. 指名停止措置期間： ○○年○月○日～○○年○月○日
(○ヶ月間)
3. 指名停止措置の範囲： ○○地方整備局管内
4. 事実概要

○○建設（株）代表取締役が、○○県発注の○○工事の受注にからみ、同県○○部長に百万円の賄賂を贈ったとして、贈賄の容疑で○○県警捜査第二課と○○署に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる○○建設（株）の代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第3号イ（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止○ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
1・2 略 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、当該地方支分部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈収賄容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ・ハ 略 4～10 略	3ヶ月以上9ヶ月以内 略 略

[標準様式例4]

低入札価格調査の実施概要

工事名：○○地区改良工事

○○地方整備局

調査を実施した業者名、住所：

項目	内容
1. その価格により入札した理由※	
2. 契約対象工事附近における手持工事の状況	
3. 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
4. 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)	
5. 手持資材の状況	
6. 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
7. 手持機械数の状況	
8. 労務者の具体的供給見通し	
9. 過去に施行した公共工事名及び発注者	
10. 経営内容	

※紙入札事務手続通達第4①の規程により必要に応じ徴した入札価格の内訳書を添付

項 目	内 容
11. 1 から10までの事情聴取した結果についての調査検討	
12. 9 の公共工事の成績の状況	
13. 経営状況	<公表しないこととする>
14. 信用状態	①建設業違反の有無 ②貸金不払いの状況 ③下請け代金の支払遅延状況 ④その他
15. その他の必要な事項	※建設副産物が発生する工事については、建設副産物の搬出予定が適切かどうか等を明記するものとする。

[標準様式例 6 - 1]

契約の内容

契約年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
契約業者名	〇〇建設（株） 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇市〇〇町〇—〇—〇
工事の名称	〇〇道路〇〇トンネル工事
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇地先
工事種別	一般土木
工事概要	<p>工事延長L=〇〇〇m 道路工（堀削工〇〇m²、路体路床盛土工〇〇m）、擁壁工（補強土壁工H=〇〇～〇〇m L=m）、函渠工（〇×〇m L=〇〇m） 小型水路工L=〇〇m、トンネル工（NATM〇〇m² L=〇〇m）、仮設工一式</p>
工期（自）	〇〇年〇月〇日
工期（至）	〇〇年〇月〇日
契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（税込み）

(第○回、最終) 契約変更の内容 ※1

契約変更年月日	○○年○月○日
契約業者名	○○建設(株)○○支店
契約業者の住所	○○市○○町○-○-○
工事の名称	○○道路○○トンネル工事
工事場所	○○県○○市○○~○○地先
工事種別	一般土木
工事概要 (変更した内容について 記述する)	工事延長L=○○○m 道路工(掘削工□□m ² 、路体路床盛土工□□m)、 擁壁工(補強土壁工H=○○~○○m L=○○m)、 函渠工(○×○m L=○○m)、 小型水路工L=○○m、トンネル工(NATM○○m ² L=○○m)、仮設工一式
工期(自)	○○年○月○日
工期(至)	○○年○月○日
変更前の契約金額	○○○,○○○,○○○円(税込み)
変更金額	+(-)○,○○○円(税込み)
変更後の契約金額	○○○,○○○,○○○円(税込み)
変更理由 ※2	例1 濁水により河川の水質汚濁が危惧されたため、濁水 処理設備を追加した。 例2 支持地盤の強度不足が判明したため、基礎工の構造 を変更した。 例3 掘削時に地下水の湧水が予想以上に多く、ウェルポ イント工法を追加した。 例4 予期せぬ河川の増水のため施工ができず、工期等が 延長となったため。 例5 工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の 変更のため。(単品スライドによる変更) 材料名:生コンクリート

※1 (第○回、最終)は、途中変更契約の場合は「第○回」に○印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に○印を付ける。

※2 工事請負契約書第26条(スライド条項)に基づく契約変更の場合は、変更理由の欄に、適用した同条第1項(全体スライド)、第5項(単品スライド)又は第6項(インフレスライド)の別及び同条第5項(単品スライド)を適用した場合にあっては対象となった材料名を記載すること。

[標準様式例6-3]

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	〇〇災害復旧工事
工 事 概 要	工事延長L=〇〇〇m 道路工（掘削工〇〇m ² 、路体路床盛土工〇〇m）、 擁壁工（補強土壁工H=〇〇~〇〇m L=〇〇m）、 函渠工（〇×〇m L=〇〇m）、 小型水路工L=〇〇m、 トンネル工（NATM〇〇m ² L=〇〇m） 仮設工一式
契約担当官等の指名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇
契 約 年 月 日	〇〇年〇月〇日
契 約 業 者 名	〇〇建設（株）
契 約 業 者 の 住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇
契 約 金 額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（税込み）
予 定 価 格	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（税込み）
随意契約によることとした理由	
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇~〇〇地先
工 事 種 別	一般土木
工 期 （ 自 ）	〇〇年〇月〇日
工 期 （ 至 ）	〇〇年〇月〇日
備 考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

[標準様式例7]

1. 通常指名競争入札

- ①対象工事名 : ○○○○○○工事
- ②入札日 : 平成○○年○○月○○日
- ③工種 : 一般土木
- ④対象工事の条件 : C等級

指名基準	評価項目	対象業者数
△△地方整備局有資格業者	C等級	▲▲▲▲社
1. 不誠実な行為の有無	①指名停止期間中ではない	○○○○社
2. 当該工事に対する地理的条件	①本店、支店又は営業所の所在地が○ ○県内	×××社
	②○○地域における施工実績を有する	△△社
3. 当該工事施工についての技術的適正	①同種工事 (○○工事、規模○○○m以上)	□□社
.....	・・社
○.	10社

※ 指名基準及び評価項目の内容及び絞り込みの順番等については、各地方整備局の実態に即して設定できる。
途中段階あるいは最終10社への絞り込みにおいて、総合的評価を実施した場合は、下記の評価表により公表してもよい。

指名基準	評価項目	A社	B社	C社	・ ・ ・ ・	L社
1. 審査基準日以降における工事成績	①工事成績	A	A	B	・	B
2. 手持ち工事の状況	①地方整備局内手持ち工事契約額/5年間の平均施工額	B	A	A	・	B
.....	・	・	・	・	・
評価結果		3A 1B	2A 2B	2A 2B	・ ・	4B
順位		1	2	2	・	13

※ 上記の価格表における業者名はすべて匿名。
評価表は、各地方整備局において運用している様式（評価表もしくは審査表等）でもよい。

2. 工事希望型指名競争入札

上記1. の組合せによる。

- ①対象工事名 : ○○○○○○工事
 ②入札日 : 平成○○年○○月○○日
 ③工種 : 一般土木
 ④対象工事の条件 : C等級

指名基準	評価項目	A社	B社	C社	・	J社	K社	M社
1. 不誠実な行為の有無	①指名停止期間中ではない	A	A	A	・	A	A	C
2. 当該工事に対する地理的条件	①本店、支店又は営業所の所在地が○○県内	A	A	A	・	A	B	B
	②○○地域における施行実績を有する	A	B	B	・	B	B	A
3. 当該工事施工についての技術的適正	①同種工事（○○工事、規模○○m以上）	B	A	B	・	B	B	A
.....	・	・	・	・	・	・	・
評価結果		6A 1B	4A 3B	3A 4B	・ ・	2A 5B	1A 6B	3A 3B C
順位		1	2	3	・	10	11	×

※評価のABC等は、各発注機関の評価基準によるもので別途公表される。

- ※ 上記の価格表における業者名はすべて匿名。
 ※ 評価表は、各地方整備局において運用している様式（評価表もしくは審査表）でもよい。